

平成30年度

第71回関西茶業振興大会三重県大会

開催要綱要領集

第71回関西茶業振興大会三重県大会実行委員会事務局

(事務局) 三重県茶業会議所内

〒514-0003 三重県津市桜橋1丁目649

TEL 059-226-8551

FAX 059-227-9654

E-mail isecha-88.tea@peace.ocn.ne.jp

目 次

第71回関西茶業振興大会三重県大会行事日程	1
第71回関西茶業振興大会三重県大会開催要綱	2
第71回関西茶品評会開催要領	5
第71回関西茶品評会審査規程	16
関西茶品評会優勝旗（産地賞）授与及び保管要領	18
第71回関西茶品評会出品茶入札販売規程	19
第71回関西茶業振興大会三重県大会 式典開催要領	23

第71回関西茶業振興大会三重県大会 行事日程

行 事 名	日 程	会 場	申 込 手 続 等	
			提出書類等	提出期限
第71回関西茶品評会 出品茶審査会	平成30年 7月31日(火) ～ 8月2日(木)	三重茶農業協同組合 〒512-1105 四日市市水沢町 2441-3	出品申込 見本茶 搬入 出品茶 確認結果 報告	平成30年 7月4日(水) 7月11日(水) 7月11日(水)
第71回関西茶品評会 出品茶入札販売会	平成30年 9月6日(木)	三重県総合文化センター 〒514-0061 津市一身田上津部田1234	参加 申込書	平成30年 8月9日(木)
第71回関西茶業振興大会 第71回関西茶品評会 褒賞授与式 関西茶業功労者表彰 大会宣言、決議 生産者発表 出品茶展示	平成30年 11月10日(土)	四日市都ホテル 〒510-0075 四日市市安島1-3-38	参加 申込書	平成30年 10月10日(水)
茶消費拡大イベント 茶業関連機械資材展示	平成30年 11月10日(土)	四日市市民公園 〒510-0075 四日市市安島1-3		

第7 1回関西茶業振興大会三重県大会開催要綱

(目 的)

第1条 大会は、加盟する6府県で生産される茶の特徴を明らかにし、生産技術や品質向上を図るとともに、茶の国内需要の増進、6府県の茶業振興、並びに日本茶業の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 大会は、第7 1回関西茶業振興大会三重県大会（以下「大会」という。）と称する。

(主 催)

第3条 大会は、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、関西茶業協議会、三重県、四日市市及び三重県茶業会議所が共催し、三重県において開催する。

(後 援)

第4条 大会の開催にあたり、農林水産省、公益社団法人日本茶業中央会、全国茶生産団体連合会、全国茶商工業協同組合連合会並びに日本茶業学会の後援を得るものとする。

(協 賛)

第5条 大会は、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、津市、松阪市、多気町、大台町、度会町、大紀町、全国農業協同組合連合会三重県本部、三重北農業協同組合、鈴鹿農業協同組合、三重中央農業協同組合、松阪農業協同組合、多気郡農業協同組合、伊勢農業協同組合、三重茶農業協同組合及びこの大会の趣旨に賛同する団体等の協賛を得て開催する。

(事 業)

第6条 大会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 第7 1回関西茶品評会出品茶審査会
- (2) 第7 1回関西茶品評会出品茶入札販売会
- (3) 大会式典
- (4) 茶関連行事
- (5) その他目的達成に必要な事業

(役 員)

第7条 大会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 委 員 4名
- (4) 監 事 2名

2 会長は三重県知事があたる。

3 副会長は、四日市市長、関西茶業協議会会長、三重県茶業会議所会頭があたる。

4 委員及び監事は、共催6府県の茶業主務部長等の中から会長が依頼する。

ただし、監事については、前回開催並びに次回開催予定府県茶業主務部長をあてる。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総括し、大会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代行する。

3 委員は会務につき会長の命を受けて、この大会の運営にあたる。

4 監事は会計を監査する。

(実行委員会)

第9条 この大会の円滑な事業推進のため、第71回関西茶業振興大会三重県大会実行委員会(以下、「実行委員会」という。)を設置する。

2 実行委員会の運営については、別に定める。

(経費)

第10条 大会の経費は、主催者や協賛者の負担金及びその他の収入をもってあてる。

2 大会の会計期間は、この要綱を施行した日から大会精算事務終了の日までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月25日から施行する。

第71回関西茶業振興大会三重県大会役員

役職名	所 属	職 名
大会長	三 重 県	知 事
副会長	四 日 市 市 関 西 茶 業 協 議 会 三 重 県 茶 業 会 議 所	市 長 会 長 会 頭
委 員	岐 阜 県 三 重 県 滋 賀 県 奈 良 県	農 政 部 長 農 林 水 産 部 長 農 政 水 産 部 長 農 林 部 長
監 事	愛 知 県 京 都 府	農 林 水 産 部 長 農 林 水 産 部 長

第71回関西茶品評会開催要領

1 開催の趣旨

加盟する6府県で生産される茶の特徴を明らかにし、生産技術や品質向上を図るとともに、茶の国内需要の増進、6府県の茶業振興、並びに日本茶業の発展に寄与するため、第71回関西茶品評会を開催する。

2 会期及び場所

行事名	会期	開催場所
出品茶審査会	平成30年7月31日(火) ～8月2日(木)	三重茶農業協同組合 四日市市水沢町2441-3
出品茶入札販売会	平成30年9月6日(木)	三重県総合文化センター 津市一身田上津部田1234
褒賞授与式	平成30年11月10日(土)	四日市都ホテル 四日市市安島1-3-38
出品茶展示会	平成30年11月10日(土)	四日市都ホテル 四日市市安島1-3-38

3 出品資格

- (1) 出品者は、関係各府県の茶生産者及びその団体とし、平成30年に生産された荒茶とする。ただし、てん茶の場合は仕立茶を含む。
- (2) 品評会に出品できる茶は、府県等の定める施肥基準に沿って生産されたものであること。
- (3) 生産履歴を求められた場合、すみやかに提出するものとする。

4 出品茶の種類及び量目

茶種	出品量目	摘 要
普通煎茶	4kg	出品量目のうち、審査・展示・販売見本量 400g
深蒸し煎茶	4kg	出品量目のうち、審査・展示・販売見本量 400g
かぶせ茶	4kg	出品量目のうち、審査・展示・販売見本量 400g
玉露	4kg	出品量目のうち、審査・展示・販売見本量 200g
てん茶	4kg	出品量目のうち、審査・展示・販売見本量 200g

注：出品量目不足のものは参考品扱いとする。

5 出品申込及び出品点数

- (1) 出品申込は、別紙様式1の申込書により府県または団体に取りまとめ、別紙様式2により平成30年7月4日(水)までに第71回関西茶業振興大会三重県大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に申し込むものとする。

(2) 各府県別出品期待点数は、別表1のとおりとする。

6 出品茶の搬入及び容器

- (1) 出品茶は、各府県の指定する期日までに指定する場所へ搬入する。
- (2) 出品茶の容器は、防湿茶箱（木箱）または段ボール箱（防湿内袋を使用）の新品とし、出品茶1点につき1容器とする。
- (3) 出品茶の容器には、別紙様式3により、茶種、品種及び出品者の住所、氏名等を明記した出品茶内容票を所定の場所へ貼付する。
- (4) 出品茶の容器、包装、荷造り及び搬入に要する経費は、出品者の負担とする。

7 出品茶の保管

- (1) 出品茶は、各府県の指定する場所で該当府県が責任を持って保管する。
ただし、不可抗力による損害については、その責任を負わない。
- (2) 出品茶の保管料は、府県または団体ごとに処理するものとする。

8 出品茶の確認及び見本茶の採取搬入

- (1) 各府県は、府県ごとに保管された出品茶について、各府県の責任において秤量を確認のうえ、見本茶の所定量を指定の容器に採取して別紙様式4の見本茶票を貼付し、見本茶を平成30年7月11日（水）に指定する搬入先へ搬入する。
指定する搬入先：（名称）全農みえ北勢茶センター
（住所）〒513-1122 三重県鈴鹿市花川町80-1
（電話）059-374-0322（FAX）059-374-1544
（搬入時間）午前9時から午後3時まで
また、別紙様式5により確認結果を平成30年7月11日（水）までに事務局に報告するものとする。
- (2) 各府県は見本茶採取後、別紙様式6による封印紙に、見本採取者（確認者）が捺印のうえ、出品茶箱に貼付する。
- (3) 事務局が用意する見本茶採取の容器以外の経費は、出品者の負担とする。

9 審査

- (1) 審査長及び審査員は、別表2により会長が委嘱または依頼する。
- (2) 出品茶の審査は、別に定める規程により実施する。

10 展示

出品茶は、第71回関西茶業振興大会三重県大会式典当日に公開展示する。

11 褒賞

- (1) 審査の結果に基づき、次のとおり賞状を贈る。
1等賞 若干名
2等賞 若干名
3等賞 若干名
- (2) 優勝旗（産地賞）を茶種ごとに出品茶の審査成績得点が最優秀の市町村に対して、別に定める「関西茶品評会優勝旗（産地賞）授与及び保管要領」により産地賞として授与する。
- (3) 特に優秀なものについては、農林水産大臣賞等の交付を申請する。
- (4) 同一出品者が同一茶種で2点以上入賞のあった場合は、その最高位のもののみ褒賞を授与する。
- (5) 褒章授与式は、第71回関西茶業振興大会三重県大会式典に行う。

12 出品茶の処理

出品茶は、審査、展示及び販売見本量を除き、別に定める入札販売規程により入札販売に付し、その代金は出品者に支払う。

13 参考品

試験研究、教育機関の出品茶及び出品量目に満たないもの並びに指定種類以外の出品茶は、参考品として取り扱い審査を行う。

14 農林水産祭参加

この品評会は、第58回農林水産祭参加行事として申請する。

15 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

第 7 1 回関西茶品評会出品申込書

平成 3 0 年 月 日

第 7 1 回関西茶業振興大会三重県大会長 あて

〒

住 所 _____

ふりがな

出品者名 _____ 印

第 7 1 回関西茶品評会開催要領に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

茶種名	品種名	出品量目			備 考		
		総重量	容器重量	正味重量	N P K 施用量	品質保持 方 法	出品容器 の荷姿
		g	g	g	kg/10a		ダンボール ・ 木箱
製造所所在地							

- (注) 1 正味重量は 1 0 g未満を切り捨てとしてください。
- 2 N P K施用量は年間の N、 P_2O_5 、 K_2O 施用量を記入してください。
- 3 品質保持方法は、窒素封入（真空含む）、脱酸素剤（脱湿剤含む）、なしのいずれか該当するものを記入してください。
- 4 出品容器の荷姿は該当する項目に○をつけてください。
- 5 名簿等の一切の書類はこの申込書により整理されますので、楷書で正確に記入してください。
- 6 用紙はこの様式をコピーして使用してください。
- 7 出品茶に関する事項について、入札販売会及び大会式典に配布する資料等に記載することがあります。

番 号
平成 30 年 月 日

第 7 1 回関西茶業振興大会三重県大会長 あて

府県主務部長
または
団 体 の 長

第 7 1 回関西茶品評会開催要領第 5 の (1) により、下記のとおり出品を申し込みます。

記

1 茶種別出品申込み点数

茶 種	出品申込み点数	見 本 茶 搬 入 方 法
普通煎茶		
深蒸し煎茶		
かぶせ茶		
玉 露		
て ん 茶		
計		

2 出品茶代金送付先

		府県名				
代金送付機関	所在地	〒				
	名称	電話番号				
	責任者職氏名					
	代金送付宛先	電話番号				
	金融機関名		口座種別	普・当	口座番号	

3 出品者別申込一覧表

茶 種 コ ー ド					府県名	
1：普通煎茶	2：深蒸煎茶	3：かぶせ茶	4：玉 露	5：てん茶		

* 受付 番号	* 府県 番号	府県 出品 番号	品 種		出 品 者		同一 出品 者の 識別
			品種 コード	品種名	〒住所	氏名	

- (注) 1 *印の「受付番号」及び「府県番号」欄は記入しないでください。
 2 茶種別に記入してください。
 3 同一茶種2点以上出品した出品者については、「同一出品者の識別」欄に○印をつけてください。
 4 品種コードは、次のとおりとしてください。

(品種コード)

コード	品 種 名	8	うじみどり	16	あさひ
1	やぶきた	9	しゅんめい	17	ごこう
2	やまかい	10	かなやみどり	18	あさつゆ
3	こまかげ	11	ゆたかみどり	19	ばんざい
4	おくみどり	12	きょうみどり	20	さみどり
5	さやまかおり	13	おぐらみどり	21	さえみどり
6	めいりよく	14	おおいわせ	22	在来種
7	うじひかり	15	くらさわ	23	その他

別紙様式 3

第 7 1 回関西茶品評会出品茶内容票

府県名		茶種名		原材料名	茶	品種名	
住 所	〒						
氏 名			府県出品番号				
出 品 量 目					印		
総重量	g		確 認 者		印		
容器重量	g		品質保持方法		窒素封入・脱酸素剤 () 個・なし		
正味重量	g		※入札番号				
製造所所在地							

- (注) 1 貼付位置は、出品容器のつま面としてください。
 2 総重量、正味重量は見本茶を除いた重量としてください。
 3 正味重量は10g未満を切り捨てとしてください。
 4 品質保持方法は窒素封入（真空含む）、脱酸素剤・個数（脱湿剤含む）、なしの該当する項目に○をつけてください。
 5 用紙はこの様式をコピーして使用してください。
 6 ※印の入札番号欄は、落札茶発送の際に各府県等で記入してください。

別紙様式 4

見本茶票

出品茶種		(府県名)	番号	
住所				
氏名				

第71回関西茶業振興大会三重県大会実行委員会事務局

※見本茶票はシールにして事務局から別途送付します。

番 号
平成 30 年 月 日

第 7 1 回関西茶業振興大会三重県大会長 あて

府県主務部長

第 7 1 回関西茶品評会出品茶確認結果について

第 7 1 回関西茶品評会開催要領第 8 の (1) により、下記のとおり報告します。

記

茶 種 コ ー ド					府 県 名
1 : 普通煎茶	2 : 深蒸煎茶	3 : かぶせ茶	4 : 玉 露	5 : てん茶	

* 受付 番号	* 府 県 番号	府 県 出品 番号	品 種		出 品 者		同一 出品 者の 識別	総 重量 g	容 器 重 量 g	正 味 重 量 g	備 考	
			品 種 コード	品 種 名	〒 住所	氏 名					年間NPK の施用量 (kg/10a)	品質保持 方法

- (注) 1 *印の「受付番号」及び「府県番号」欄は記入しないでください。
 2 茶種別に記入してください。
 3 同一茶種 2 点以上出品した出品者については、「同一出品者の識別」欄に○印をつけてください。
 4 総重量、正味重量は見本茶を除いた重量としてください。
 5 正味重量 10 グラム未満は切り捨てとしてください。
 6 NPK 施用量は年間の N、P₂O₅、K₂O 施用量を記入してください。
 7 品質保持方法は、窒素封入（真空含む）、脱酸素剤（脱湿剤含む）、なしのいずれか該当するものを記入してください。

別紙様式 6

封 印 紙

印	
確 認 者	
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">関 西 茶 業 振 興 大 会 三 重 県 大 会 長 之 印</td></tr></table>	関 西 茶 業 振 興 大 会 三 重 県 大 会 長 之 印
関 西 茶 業 振 興 大 会 三 重 県 大 会 長 之 印	
確 認 者	
印	

注意事項

- 1 この用紙は、出品茶箱等に2ヶ所（防湿茶箱の場合は蓋と本体にかけて2ヶ所、ダンボール箱の場合は上下各1ヶ所）に貼付してください。
- 2 この用紙は、シールにして事務局から別途送付します。

別表 1

第7 1回関西茶品評会府県別出品期待点数

(単位：点)

茶種 府県名	普通煎茶	深蒸煎茶	かぶせ茶	玉 露	てん茶	計
岐阜県	25		5			30
愛知県	5	15	10		40	70
三重県	85	85	45	20		235
滋賀県	10		5	10		25
京都府	30		30	70	55	185
奈良県	45		5		5	55
計	200	100	100	100	100	600

第71回関西茶品評会審査員構成

所 属	人 数 (名)	適 用
国立研究法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 果樹茶業研究部門	1	審査長（果樹茶業研究部門茶業研究監）
農 林 水 産 省 東 海 農 政 局	1	審査員（オブザーバー）
公益社団法人 日本茶業中央会	1	審査員（オブザーバー）
関西茶業協議会	1	審査員
岐 阜 県	2	審査員
愛 知 県	3	審査員
三 重 県	7	審査員
滋 賀 県	2	審査員
京 都 府	4	審査員
奈 良 県	2	審査員
計	24	

第7 1回関西茶品評会審査規程

- 1 審査は、この品評会の趣旨にのっとり、各茶種の特性の良否に重点をおき実施する。
- 2 審査日程及び審査分担等については、審査長が審査員に諮って決定する。
- 3 審査方法は、別記1の審査方法とし、茶の種類別、項目別採点の最高点は、別表3の審査採点基準表のとおりとする。
- 4 審査は公平を期するため、審査番号を用い審査項目別に審査員の合議によって判定付点する。
- 5 審査結果の優劣は、審査得点の合計により決定する。
 - (1) 審査得点の合計が同点のときは、内質得点の多いものを上位とする。
 - (2) 内質得点と同点のときは、香気と滋味の得点の合計が多いものを上位とし、以下滋味の得点の多いもの、香気の得点の多いもの、水色の得点の多いものの順位とする。
- 6 審査における優劣判定の厳正を期するため、必要に応じて再審査を行うことができる。
- 7 擬賞は、茶の種類ごとに審査長が審査員に諮って決定する。
 - (1) 同一出品者の出品茶で、同一茶種に2点以上賞すべきものがある場合、その最高位のもののみ擬賞する。なお、同一出品者名の扱いについては以下に定める。
 - ① 個人出品の場合は、同一出品者名の場合のみ同一出品者とみなす。
 - ② 法人・団体名等の出品名は特に制限を設けないが、下記の③及び④の規定を適用する。
 - ※ 有限会社、株式会社、生産部会、茶業組合等での出品や、法人・団体名+構成員氏名での出品は可能。
 - ③ 法人・団体名のみでの出品であれば、同一出品とみなす。
 - ④ 法人・団体名+個人名（構成員名）の場合、個人名が同一でない限り同一出品とみなさない。
 - ※ ただし、法人・団体名+個人名の出品と、個人名だけの出品があった場合は、個人名が同一の場合は同一出品となる。
 - ⑤ 同一出品の場合は、最高位の賞のみを褒賞対象とし、以下は褒賞しない。
 - ⑥ 同一出品が多数あり、褒賞対象外が多くなった場合は、繰上げ入賞を認める、認めないは擬賞会議で決定する。
 - (2) 参考品及び参考品扱いとなった出品茶については、擬賞しない。
- 8 審査関係者は、審査成績が公表されるまで、その内容、その他審査に関する重要な事項を審査長の許可なく、これを部外に発表することはできない。
- 9 出品者は審査の決定に対して、異議を申し立てることはできない。
- 10 その他審査に関し必要な事項は、審査長が審査員に諮って別に定める。

別記 1

審査方法

- 1 審査試料として出品茶1点につき200g（玉露、てん茶は100g）を採取する。
- 2 出品茶の品質鑑定は、審査員の官能審査による。
- 3 審査は、次の項目について行う。
 - (1) 外観
 - (2) 内質
- 4 内質の審査は、次の方法により行う。
 - (1) 香気、水色、滋味及びから色の1点1回の試料量目は3gとする。
 - (2) 浸出は、熱湯浸出法とする。水色及び滋味の浸出時間は普通煎茶とてん茶は5分間、かぶせ茶と玉露は6分間、深蒸し煎茶は4分間とする。
 - (3) 審査にあたっての茶殻上げは、「こし網（ネットカップ・18メッシュ）」を使用する。また、香気の審査は審査試料ごとに、すくい網と審査茶碗のセット方式とし、すくい網の移動をしない。

別表 3

審査採点基準表

(単位：点)

茶種	区分 外 観	内 質				合 計
		香 気	水 色	滋 味	から色	
普通煎茶	30	70	30	70	—	200
深蒸煎茶	20	70	30	80	—	200
かぶせ茶	30	70	30	70	—	200
玉 露	40	65	30	65	—	200
てん茶	40	65	20	65	10	200

関西茶品評会優勝旗（産地賞）授与及び保管要領

- 1 優勝旗は、普通煎茶、深蒸煎茶、かぶせ茶、玉露及びてん茶を対象として、茶種ごとの審査成績得点が最優秀の市町村に対して産地賞として授与する。
- 2 前項の最優秀市町村は、茶種ごとに同一市町村から出品の上位3点の審査成績得点合計の最高点を得た市町村とする。

ただし、上位3点については、同一出品者による出品茶が、同一茶種に2点以上含まれる場合は最高位のもののみ対象とし、また、参考品及び参考品扱いになった出品茶は対象としない。

また、同点市町村が複数ある場合は、最も審査順位の高い茶を出品した市町村を最優秀市町村とする。（最も審査順位の高い茶の順位が同順位である場合は、次に得点の高い出品茶の順位の高い茶を出品した市町村を最優秀市町村とする。）なお、上記のとおり選定した結果、順位を確定できない場合は審査長が審査員に諮って順位を決定する。
- 3 優勝旗を授与された市町村は、次回の関西茶品評会が開催されるまでの期間、善良な管理者の注意を持って優勝旗を保管する。
- 4 優勝旗は、関西茶業協議会に帰属する。
- 5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第71回関西茶品評会出品茶入札販売規程

- 1 第71回関西茶品評会の出品茶はすべてこの規程により入札販売に付する。
- 2 入札販売の期日及び場所は次のとおりとする。
 - (1) 日時 平成30年9月6日(木)
 - (2) 場所 三重県総合文化センター
(住所) 〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234
(電話) 059-233-1114
- 3 出品者は、販売希望価格を指定することができない。
- 4 各府県または団体は、出品茶入札参加予定者を別紙様式7により取りまとめ、平成30年8月9日(木)までに会長に報告するものとする。
- 5 入札販売会参加資格者については、以下のとおりとする。ただし、共催府県及び関係各府県における茶業団体が認めるものについては、この限りではない。
 - (1) 共催各府県における茶商業者・生産者の団体
 - (2) 全国茶商工業協同組合連合会に所属する団体における茶商業者
 - (3) その他大会長が認めるもの
- 6 入札に関する茶の量目は、事務局において表示した重量によるものとする。
- 7 入札者は、陳列した見本茶を縦覧鑑定のうえ、所定の入札用紙に入札しようとする茶種、入札番号、税抜単価及び入札者名を明記し、事務局が別に定める入札締切時刻までに入札箱に投函するものとする。ただし、同一茶については、再度高価入札することは妨げない。
- 8 入札締切時刻を過ぎた後の入札または入札の取り消しはできない。
- 9 入札書の開票は、投函締め切り後速やかに行い、落札結果を入札者に公開する。また、落札結果は第71回関西茶業振興大会三重県大会式典の資料として配付する。
- 10 落札は、入札単価の最高のものとする。なお、落札に該当する最高入札単価が複数の場合は、事務局が抽選により落札者を決定する。
- 11 落札者は、落札を辞退し、または拒否することはできない。
- 12 落札者は、販売会場において落札した茶の売買契約を締結するものとする。なお、売買契約は、事務局の発行する落札茶の種類、数量及び金額等を記入した落札茶代金請求(精算)計算書(以下「計算書」という。)をもって売買契約の締結に代えるものとする。
- 13 落札単価に販売量目を乗じた額を落札金額とする。
- 14 落札茶1点につき落札金額に3%を乗じた額を入札販売手数料として落札者から徴収する。
- 15 落札者は、落札金額に消費税及び入札販売手数料(落札金額の3%)を加えた金額を、

茶代金として事務局が発行する計算書に基づき、事務局の指定する金融機関に振込送金により納付するものとする。なお、振込手数料は、落札者の負担とする。

- 16 事務局は落札茶 1 点につき落札金額に消費税を上乗せし、取扱手数料として落札金額の 3 %を控除して出品者に支払う。
- 17 この規定を遵守しないときは、当該売買契約を解除し次の処分を行う。
 - (1)違反者の公表
 - (2)次回からの関西茶品評会入札販売会参加資格の剥奪
- 18 落札茶の引き取りのために要する運賃等は、すべて落札者の負担とする。また、落札茶の送付については、事務局が別に定める期日に到着するよう送付するものとする。なお、落札茶の送付先が落札者の住所と異なる場合は、別紙様式 8 により落札茶の送付先を記入のうえ、4 の入札参加予定者の報告に併せて事務局に提出する。
- 19 茶代金が、落札者より事務局に納付され、所定の整理が完了したときは、速やかに当該茶代金を関係府県が指定する金融機関を経由して、出品者に支払うものとする。
- 20 消費税、入札販売手数料及び取扱手数料は出品茶 1 点ごとに計算し、1 円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てるものとする。
- 21 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

別紙様式 7

番 号
平成 30 年 月 日

第 7 1 回関西茶業振興大会三重県大会長 あて

府県主務部長
または
団 体 の 長

第 7 1 回関西茶品評会出品茶入札販売会に伴う入札参加予定について

第 7 1 回関西茶品評会出品茶入札販売規程第 4 により、入札参加予定者を下記のとおり報告します。

記

商社等の名称	参加者の 代表者名	郵便番号	住 所	電話番号	補助員名	昼食 必要数

注意事項

- 1 業者が代表者以外に補助員も参加する場合は、名札を作成する関係上、補助員名欄に氏名を記入してください。
- 2 昼食を参加者分用意させていただきますが、不要の場合もあるかと思っておりますので、必要数を記入してください。
- 3 落札茶を買受人の住所以外に送付する場合は別記様式 8 を提出してください。

別紙様式 8

落札茶送付先

入札者

住 所 〒

名 称

氏 名

電話番号

落札茶送付先

送付先所在地

住 所 〒

電話番号

受取代表者名

注意事項

- 1 落札茶を落札者の住所以外に送付する場合にのみ記入してください。その他については必要ありません。

第71回関西茶業振興大会三重県大会 式典開催要領

1 目的

第71回関西茶業振興大会出品茶審査会における優秀出品者を表彰することにより茶生産者の生産意欲の高揚を図るとともに、6府県の茶業振興に寄与するため、式典を開催する。

2 期 日

平成30年11月10日（土）

3 場 所

四日市都ホテル

（住所）〒510-0075 四日市市安島1-3-38

（電話）059-352-4131

4 内 容

- （1）第71回関西茶品評会 審査講評
- （2）第71回関西茶品評会 褒賞授与式
- （3）大会宣言
- （4）出品茶展示
- （5）その他目的を達成するために必要な行事

5 参集者

第71回関西茶業品評会出品者及び審査員
共催府県関係者及び茶業団体関係者
出品茶入札参加者
茶業経営並びに茶商工業経営者
その他茶業関係者

6 参加申込み

関係府県主務課または団体において参加者を取りまとめ、別紙様式9により平成30年10月10日（水）までに第71回関西茶業振興大会三重県大会長あて申し込むものとする。

なお、交通手段及び宿泊の手配は参加者各自で行うものとする。

7 その他

この要領の定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

番 号
平成 30 年 月 日

第 7 1 回関西茶業振興大会三重県大会長 あて

府県主務部長
または
団 体 の 長

第 7 1 回関西茶業振興大会三重県大会 式典参加申込書

第 7 1 回関西茶業振興大会三重県大会式典開催要領に基づき、式典参加者を下記のとおり
申し込めます。

記

1 参加者 _____ 名

2 交通手段 1) 大型バス _____ 台

2) マイクロバス _____ 台

3) 自家用車 _____ 台

3 参加者のうち、大会役員、産地賞受賞者、1等賞（特別賞）受賞者

区 分	組織名	役職名	氏 名
大会役員			
産地賞受賞者			
1等賞受賞者			